

○総務省告示第百七十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の三の四第一項第五号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第三百十二号（船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月七日

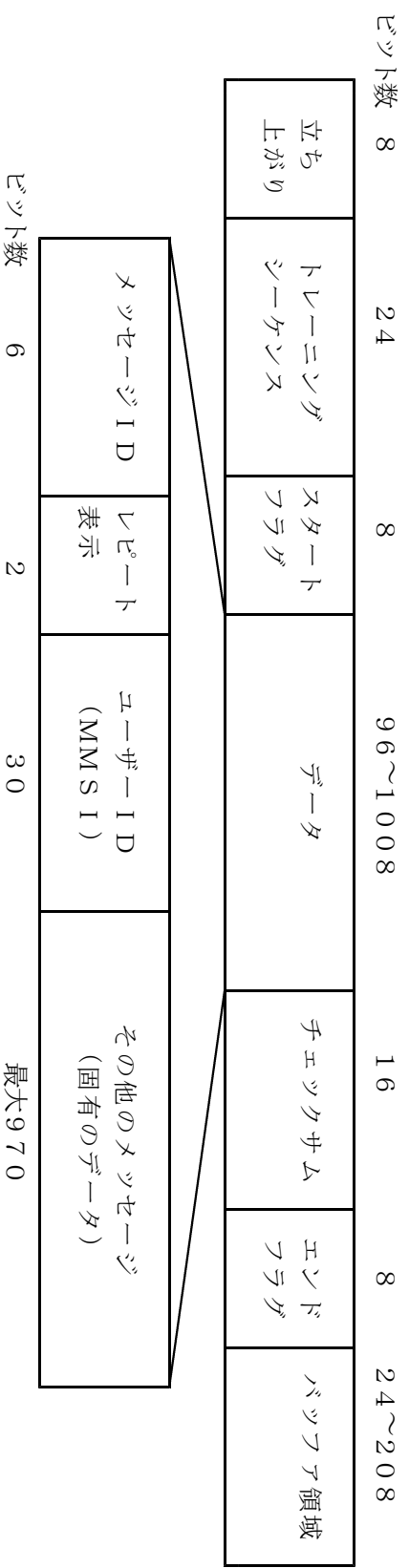
総務大臣 新藤 義孝

第一の二を次のように改める。

二 送信装置

1 二つの異なる周波数で交互に送信を行うことができること。

2 メッセージの構造は次のとおりとし、その他メッセージに関する事項はITU—R勧告（国際電気通信連合無線通信部門の勧告をいう。以下同じ。）M.1371に従うこと。



第一中三を削り、四を三とし、五を四とする。